


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子		
件 名	東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する 条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関 係 事 項	条例 規則				
	部課 機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>介護保険法施行規則の一部を改正する省令に基づき、平成28年度から創設される主任介護支援専門員更新研修の修了者である旨を資格要件として追加するものである。</p> <p>(1) 主な改正点                  条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員の資格に主任介護支援専門員の更新研修の修了者である旨を資格要件として追加する。</p> <p>(2) 施行日                  平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果                  特になし。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>平成28年第1回市議会定例会に、議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。